

徳島県告示第五百五十八号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和二年九月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 四・メチル・一・フェニル・二・（ピロリジン・一・イル）ペンタン・一・オン（通称 ．PiHP又は ．PHiP）及びその塩類
- 2 化学名 N・ハ一・「二・（フラン・二・イル）エチル」ペリジン・四・イルヱ・N・フェニルプロパンアミド（通称 Furanylethylfentanyll又はFUEF）及びその塩類
- 3 化学名 ニ・（二、五・ジメトキシ・四・メチルフェニル）・ニ・メトキシエタンアミン（通称 BOD又は ．METHOXY・ニC・D）及びその塩類
- 4 化学名 N・フェニル・N・「一・（ニ・フェニルエチル）ペリジン・四・イル」・ニ・メチルプロパンアミド（通称 Isobutyrylfentanyl）及びその塩類
- 5 化学名 「一・（シクロヘキシルメチル）・一H・インドール・三・イル」（四・メトキシナフタレン・一・イル）メタノン（通称 CHM・〇八一）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため

三 効力が失われた日

令和二年九月五日